



STOP! こども虐待

11 月は児童虐待防止推進月間

家庭で、地域で、こども虐待を予防しましょう。

「あの子、大丈夫かな…」あなたの周囲に、虐待が疑われるような子どもはいませんか。子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる必要があります。

子どもへの虐待とは

①身体的虐待

(なぐる、けるといった暴力で、身体を傷つけるなど)

- ・叩く
- ・外にしめ出す など



②心理的虐待

(無視・暴言・おどしなど)

- ・怒鳴る
- ・いやな言葉を言う
- ・他の子と比べる など



③ネグレクト

(育児放棄・放置など)

- ・ごはんを食べさせない
- ・病院に連れて行かない など



④性的虐待

(性暴力・セクハラなど)

- ・嫌なのに体をさわる
- ・裸の写真を撮る など



※保護者による「しつけ」のためでも、体罰や暴言で子どもの心や体を傷つけることは、法律で禁止されています。

子どもを虐待から守るための5か条

(※厚生労働省リーフレットより)

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断しましょう）
- ③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行しましょう）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

「児童虐待かも…」と思ったら、連絡してください！！（連絡をいただいた方の秘密は厳重に守られます。）

通告・相談先

児童相談所 虐待対応ダイヤル



24 時間／年中無休

香川県子ども女性相談センター

tel 087-862-8861

平日 8:30～17:15

東かがわ市こども家庭センター（こども家庭課内）

tel 0879-26-1229

平日 8:30～17:15

～子どもの権利について～

すべての子どもは生まれながらに権利をもっています。子どもの権利は、子どもが幸せに健やかに成長していくために必要なものです



●子どもの権利条約の4つの原則

差別の無いこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもにとって最も良いこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

夫・パートナー・恋人からの暴力や、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対する暴力は様々あります。これらは心身に重大な影響を与え、著しく人権を侵害する行為です。『ひとりで悩まず』まずはご相談を。

【相談先】●配偶者暴力相談支援センター 電話相談専用 087-835-3211（月～土曜日／9:00～21:00（祝日休み））
（県子ども女性相談センター内）

●女性相談 市こども家庭課

tel 0879-26-1229（平日 8:30～17:15）

●人権相談 市人権推進課

tel 0879-26-1227（平日 8:30～17:15）